

町奨学金制度のお知らせ

ゆめ基金奨学金給付制度と奨学資金貸付制度の平成30年度の奨学生を募集します。

	ゆめ基金奨学金給付制度	奨学資金貸付制度
申請期間	3月1日(木)～4月13日(金) ※期間厳守	3月1日(木)～3月30日(金) ※申請期間外に貸付を希望する場合は、その都度ご相談ください。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 横芝光町立中学校を卒業し、または卒業する見込みの方で、かつ、奨学申請時の年齢が満20歳以下である方 (2) 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(前期課程を除く)と高等専門学校、または大学(短期大学を含む)に入学が決定し、または在学する方 (3) 学業に優れ、かつ、修学期間を終了する見込みのある方 (4) 横芝光町奨学資金貸付条例第5条に規定する奨学生でない方 (5) 保護者が町の区域内に住所を有している方 (6) 保護者と保護者の属する世帯員に町税の滞納がない方。ただし、横芝光町教育委員会が特別の事情があると認める場合はこの限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程と専門課程に限る)、大学(短期大学を含む)、大学院に入学が決定し、または在学している方 (2) 経済的な理由により修学が困難な方 (3) 保護者が横芝光町内に住所を有する方 (4) 学業に優れ、かつ、修学期間を終了の見込みがある方 (5) 学校の長または出身学校の長が、奨学生として適当と認め推薦した方 (6) 貸付対象者の属する世帯で横芝光町の町税に未納がない方
給付・貸付期間	入学が決定し、または在学する高等学校等または大学の正規の修学期間	決定のあった月から、当該学校における正規の修学期間を終了するまで
奨学生の候補者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大学(短期大学を含む)への入学が決定した方で、高等学校等の最終学年における学業成績の平均値が4.3以上である方(これに準ずるものとして教育委員会が特に認める場合を含む) (2) 高等学校等への入学が決定した方で、進学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由で高等学校等への就学が困難である生徒で、在籍する中学校長が就学を特に推薦する方 	—
奨学金の額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高等学校等……………月額10,000円以内 ■ 大学(短期大学含む)…月額30,000円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高等学校・高等専門学校または専修学校の高等課程……………月額10,000円以内 ■ 大学(短期大学を含む)・大学院・専修学校の専門課程……………月額30,000円以内
貸付利息	—	免除
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) ゆめ基金奨学金給付申請書 (2) 奨学生候補者と家族状況調書 (3) 高等学校等または大学の合格通知書の写し (4) 高等学校等の場合：ゆめ基金奨学生推薦書 大学の場合：在籍する高等学校長が証明する学業成績表 (5) 世帯全員の住民票の写し (6) 世帯全員の前年の所得を確認できるもの (7) 世帯全員の町税に滞納がないことを確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 奨学資金貸付申請書 (2) 奨学生推薦書(町指定様式) (3) 家庭家計状況調書(町指定様式) (4) 履歴書 (5) 確定申告書等の写し(給与所得者は直近の源泉徴収票でも可)※所得要件有 (6) 学校等の合格通知書の写しまたは在学証明書 (7) 町税完納証明書(町任意様式あり)
返還方法	返還義務はありません。	貸付終了の6ヶ月後から、貸付を受けた年月の2倍に相当する期間内に、月賦または半年賦により返還
保証人	決定を受けたら、独立生計を営む成年者2人の保証人(1人は保護者)を立て、町が定める誓約書に連署により記載し、保証人(保護者を除く)の住民票を添えて提出	決定を受けたら、独立生計を営む成年者2人の連帯保証人を立て、町が定める誓約書に連署により記載し、保証人の印鑑証明書、住民票の写し、町税の未納がないことを証明する書類を添えて提出